

(4) 救急救命体制

留意点	<p>① 緊急時には傷病者が発生する可能性も高い。このため、医療機関の連絡先、事案発生時の救急車要請基準や、医療機関に引き継ぐまでの手順等について明確にする。</p> <p>② 障害のある児童生徒や生活管理を必要とする児童生徒への配慮が必要である。</p> <p>③ 教職員が一次救命処置を理解し、対応できるようにすることが望まれる。</p>
救急救命の手順等	<p>ポイント1 救急時の対応を理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □既往症等により生活管理の必要な児童生徒を把握し、保護者、主治医と連携し、緊急時の対応方法を確認する。 □傷病者の生命を第一に考え、救急車の要請の手順を明確にする。 □意識がない場合、出血がある場合など、症状に応じた応急手当の研修を実施する。 □心肺蘇生法（人工呼吸及び心臓マッサージ）及びAED（自動体外式除細動器）取扱の技能を身に付けることが必要である。 <p>ポイント2 救急対応の手順は、以下である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①発生した事故災害の状況把握 ②傷病者の症状の確認 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・出血 ・意識 ・呼吸 ・脈拍 ・傷 ・骨折 ・その他の症状等 </div> ③心肺蘇生法などの応急手当（現場で直ちに） ④AEDの手配など、協力要請や指示 ⑤必要と判断したら、速やかに119番通報（救急車要請） ⑥管理職、養護教諭と保護者へ連絡し、協力を仰ぐ ⑦救急車に教職員が2人同伴する。携帯及び充電器所持のこと ⑧担当者を決め、詳細な記録を取る <p>ポイント3 緊急時に備え、以下のような救急車の要請基準を明確にしておく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・意識喪失を伴うもの ・ショック症状（蒼白、脱力感、脈異常、冷汗、あくび等） ・痙攣が持続するもの ・多量の出血を伴うもの ・骨の変化が見られるもの ・大きな開放創（開いた傷）をもつもの ・広範囲の火傷 など </div>
障害児童等への支援	<p>ポイント4 障害のある児童や生活管理の必要な児童生徒のプライバシーの保護と、支援体制の整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> □保護者、医師等との密接な連携を図り、共通理解を図り、プライバシーの保護に取り組む。 □緊急時に備え、医療機関等との連絡体制や支援体制を整備する。 □あらかじめ救急対応について、医師から指示を受けておく。

一次救命
処置の理解

ポイント5

教職員は、心肺蘇生法（人工呼吸及び心臓マッサージ）及びAED（自動体外式除細動器）取扱の技能を身に付けることが望まれる。（少なくとも3年に1回は、実技講習を受講する。）

